

令和7年洞爺湖町教育委員会第2回臨時会会議録

日 時	令和7年5月15日（木） 10:00より	
場 所	役場第2委員会室	
出 席 委 員	教育長 渋川 賢一 委員 吉田 聰 委員 岡本 里佳 委員 岩崎 義久 委員 来栖 由喜	
欠 席 委 員	無し	
説 明 員	教育推進課長 細江 幸恵 社会教育課長 角田 隆志	
会 議 錄 調 整 者	教育推進課長補佐 大楽 泰生	
傍 聴 者	無し	
日 程 第 1		
【開会宣言】	渋川教育長 開会を宣言する。（10:00）	
日 程 第 2		
【前回会議録の承認】	渋川教育長 各委員の署名により、承認を確認。	
日 程 第 3		
【教育長諸般の報告】	渋川教育長 3/22 部活動地域移行に係るバレー・ボーラー体験会（あぶた体育館） 3/25 部活動地域移行検討委員会（303会議室） 3/26 第2回洞爺湖町防災会議（第2委員会室） 3/27 総合教育会議（第2委員会室） " 胆振教育研究所会計監査（教育長室） 3/28 退職辞令交付（教育長室） 3/31 退職辞令交付（教育長室） " 有珠山防災訓練・パネルディスカッション（洞爺湖文化センター） 4/1 辞令交付式（教育長室・防災研修ホール） 4/2 教職員辞令交付式（防災研修ホール） 4/7 洞爺中学校入学式（洞爺中学校体育館） 4/8 交通安全街頭啓発（町内交差点）	

- 4／ 8 虻田高校入学式（虻田高校体育館）
 4／ 9 胆振教育研究所理事会（むろらん広域センタービル）
 " 管内教育長会議、管内教育長協議会（むろらん広域センタービル）
 4／15 定例校長会議（第2委員会室）
 " 部活動地域移行に係るバレーボール協会との打合せ（あぶた体育館）
 4／21 公立高等学校配置計画地域別検討協議会（教育長室 Zoom 会議）
 4／21～24 虻田中学校移転に係る説明会（虻田小学校）
 4／22 定例教頭会議（第2委員会室）
 " 自治体 DX 推進委員会（201会議室）
 " とうや文化協会総会（洞爺ふれ愛センター）
 4／28 洞爺湖町教育研究所運営委員会（302会議室）
 4／30 虻田高校総合的な探究の時間講話（虻田高校）
 5／ 8 定例校長会議（第2委員会室）
 " スポーツ振興基金運営委員会（302会議室）
 5／ 9 議会5月会議（本会議場）
 " 文化振興基金運営委員会（第2委員会室）
 " 洞爺湖町文化団体協議会総会（防災研修ホール）
 5／10 縄文遊びフェスタ（母と子の館）
 5／11 かけっこ教室（洞爺中グラウンド）
 5／13 定例教頭会議（第2委員会室）
 " 部活動地域移行に係るバレーボール協会との打合せ（あぶた体育館）
 5／15 教育委員辞令交付（町長室）
 " 教育委員会議（第2委員会室）
 " 洞爺湖町体育協会総会（第2委員会室）

日程 第 4

【報告事項】

・報告第12号

渋川教育長

日程第4、報告事項です。

それでは、報告第12号、教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について、事務局よりお願ひいたします。

細江教育推進課長

それでは、3ページをお開きください。

報告第12号、教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について、次とおり報告させていただきます。

一つ目、虻田中学校校舎移転に係る説明会を開催いたしました。

4月21日（月）、4月24日（木）の2日間、虻田小学校の多目的ホールを会場に、全町民を対象に虻田中学校が虻田小学校へ移転することに対しての説明会を開催してございます。説明会には2日間で30名ほどの参加者がありました。教育委員会から、移転に係るこれまでの経緯、小・中学校の教室の配置及び工事概要について説明を行った後、意見交換を行いました。

現在、虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校の教職員において、教育全

般の必要な体制づくりを進めておりますので、今後につきましては、早い段階で保護者及び児童生徒へ周知を考えているところでございます。
以上でございます。

渋川教育長

それでは、質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

岡本委員

学校が一つになることについて、意見や質問などは何かございましたか。

細江教育推進課長

意見、質問の内容といたしましては、学校の体制づくりや運動会と体育祭と一緒にやるのか、入学式はどうするのか、というような今後、学校の運営上の部分について、早い段階でお知らせいただきたい、というご意見が多かったと思われます。

改修等の関係につきましては、前回もお話しさせていただいているとおり、中学校が使う部分のトイレ、特別支援教室の一部分の改修を行います、というお話をさせていただき、そこに対しての意見はなかったんですけど、今後の学校の体制として、同じ学校に入るにはいいけれど、どういうふうにしていくのか。チャイムの時間が違うよね、というような日課の部分とか、そういうところの質問が多かったかなと思われます。

3校の先生を含めた段階で調整を行っておりますので、全部が決まってからの報告ではなく、夏休み前なのか夏休み明けなのか、一定程度決まり次第、ちょっと小出しになるかもしれないんですけども、学校の方からの情報発信は行つていきたいと考えています。ただ、小中一貫教育にするわけではないので、あくまでも令和8年度のスタートというのは小学校・中学校がそれぞれの状況で授業をする。中学校の授業をする場所が変わるというだけですので、入学式を統一するとか、そういう部分でのすり合わせは考えていない状況で話は進んでおります。ただ、チャイムを鳴らす時間帯については、一定程度はチャイムを鳴らさないで、お昼のスタートとか、その辺に1回か2回鳴らす程度には考えて行こうかな、と学校ではお話はされていましたけれども、授業の時間数が違うので、そこを無理に合わせることもなかなか難しいというところで、その辺は若干の調整が必要と思います。けれども、他の行事等については無理に一緒にやっていくというような考えでは、今の時点ではない形で進んでおります。

岡本委員

学校が一つになるということは、小中一貫だと思っている方がすごく多いんだなということが、声として聞こえてきたので。違うんですよ、小中一貫はその後なんですよと、今回会議に来られた方たちはそれで了承していただいたと思うんですけど、多分、誤解をしている方がたくさんいるんじゃないかなって。その辺のところをきっちりと教育委員会から説明をいただき、その後で小中一貫の方の話を進めて行きますという。

なんか、皆さん校舎が一つになったら小中一貫が簡単に進むと思っていると思うんで、私もいろんなことを学んでないとそういうふうに感じたと思うので。その辺について、ただ普通に進めていてはちょっと混乱があるのかなと思います。

渋川教育長

わかりました、ありがとうございます。

今後、町の広報、いろいろなお便り、また保護者の方にはマチコミとか、いろいろな形で情報発信はできると思いますので、できるだけ混乱が生じないような形で教育委員会の方でも進めていきたいなと思います。

他いかがでしょうか。

吉田委員

21日、24日の当日なんですけれども、保護者以外の地域の方は参加していらっしゃいましたか。

細江教育推進課長

はい、地域の方も数名参加されていました。あとは、議員さんです。

吉田委員

岡本委員がおっしゃったように、どう指導してもやっぱり小中一貫校と捉えられてしまうことが私の耳にも入ってくるもんですから、そこを今おっしゃったような形でやっていただきたいなと思います。

渋川教育長

気をつけてやっていきたいと思います。

他いかがでしょうか。

《なしの声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして、報告第13号、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）について、専決処分をした旨の通知を受けたことについて、報告をお願いいたします。

細江教育推進課長

・報告第13号

議案書4ページになります。

報告第13号、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）につきまして次のとおり専決処分した旨の通知を受けましたので、これを報告するものでございます。5ページが、町長から教育長宛ての専決処分の通知書でございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で39千円の増額補正となってございます。右側の方にまいりまして、24節の積立金で、これは育英資金等の教育振興基金積立金でありまして、ふるさと納税で最終的にいただきました金額の確定により、専決処分という形で積み立てられたものでございます。

内容としては以上でございます。

渋川教育長

ただいまの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

《なしの声》

<p>日程第5 【指名事項】 ・指名第1号</p> <p>日程第6 【議決事項】 ・議案第10号</p>	<p>それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承お願ひいたします。続きまして、日程第5、指名事項でございます。指名第1号、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者の指名について、ということでございます。議案の7ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び洞爺湖町教育委員会議規則第3条の規定に基づいて、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者につきましては教育長が指名するということになっておりましたので、私の方で指名をさせていただきます。教育長職務代理者として、吉田委員に今年度もお願ひしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。</p> <p>《なしの声》</p> <p>それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、日程第6、議決事項でございます。議決第10号、洞爺湖町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定について、よろしくお願ひいたします。</p> <p>細江教育推進課長</p> <p>8ページをご覧ください。議案第10号になります。</p> <p>洞爺湖町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱を次のように定めるものでございます。</p> <p>第1条、設置でございます。</p> <p>令和5年度に設置した、洞爺湖町教育行政審議会に諮問を行った「洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策」についての答申を踏まえ、洞爺湖町小中一貫教育における義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、小中一貫教育を行うために適した学校配置について検討するため、検討委員会を設置するものでございます。</p> <p>第2条の所掌事項でございます。この検討委員会は、小中一貫教育を行うために適した学校配置、校舎及び施設形態に関することなど、必要事項の検討を行うこととしてございます。</p> <p>第3条の組織におきまして、検討委員会は委員17名以内をもって構成し、町内の各小中学校の校長先生、保護者代表、学校運営委員会の代表および学識経験者その他、教育長が必要と認める者、という中から委嘱をしていきたいと考えてございます。</p> <p>第4条の任期につきまして。委嘱した日から第2条に規定する諸事務が終了するまでの期間、としてございます。</p> <p>第5条は会長および副会長に関する規定でございます。</p> <p>第6条は、会議の招集運営に対する規定を定めてございます。</p> <p>第7条、庶務は洞爺湖町教育委員会に事務局を置いて処理するものでございます。</p> <p>第8条、その他必要な事項は教育長が別に定めるものとしてございます。</p> <p>附則でございます。この訓令は、令和7年5月1日から施行するものでございます。第2項におきまして、第1回目の会議につきましては、教育長が招集することと定めてございます。</p> <p>以上、ご提案いたしますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
--	--

渋川教育長

それでは、ただいま説明がありましたが、まずは質疑をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

岡本委員

どのような検討を行っていくものですか。

渋川教育長

この学校とこの学校をくっつけた方がいいんじゃないかな、というところを検討していただくためのものです。

ここで、最終的には提言書をいただくんんですけど、その提言書を基に、教育委員会として方針の素案を作るということで、素案については委員の皆様にもお詰りをした上で、この素案でいきましょう、ということで、その後説明会をやって、パブリックコメントもいただく。それから、教育行政審議会の委員の皆様にもご検討いただいた部分がありますので、そちらの方にも見ていただき意見をいただく、といったようなところで、最終的にそれらを全部いただいたところで方針を教育委員会として固めるということです。事務局で策定した後、また教育委員の皆様に最終的に議決していただくというような形を考えておりました。

岩崎委員

検討会はどれぐらいの期間・回数を行う予定ですか。

細江教育推進課長

この要綱制定の協議をいただきまして、承諾いただきましたら、この後、各学校に委員の選出の依頼をかけ、1回目の会議を6月下旬ぐらいに開催できればと思っています。あまり長い期間かけても内容が内容ですので、短期間で決めていきたと考えております。3~4月にかけてアンケート調査の実施も行っていますので、そちらの最終的な集計も含めまして、議論していただこうかなと考えております。ですので、できれば秋ぐらいまでには一定程度の方向性をこの会議の中で示せる形を取って行きたいと思っております。会議の開催は3回から多くて4回ぐらいでと考えてございます。

内容については、一定程度、校内でのアンケートの結果ですとか、教育行政審議会の中で出されている意見等を示した形で、最初からどうしたらいいですかではなく、一定程度こういう形の中でいかがでしょうか、というふうには進めていきたいなと思っていますので、そのぐらいの回数で方向性が見出せればなというふうに考えてございます。

渋川教育長

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは、議案第10号、洞爺湖町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱の制定については原案の通り可決されました。

続きまして、議案第11号、洞爺湖町学校給食センター検討委員会設置要綱の制定について説明をお願いいたします。

細江教育推進課長

10ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 11 号、洞爺湖町学校給食センター検討委員会設置要綱の制定についてでございます。

洞爺湖町学校給食センター検討委員会設置要綱を次のように定めるものでございます。

第 1 条といたしまして、設置でございます。こちらも、令和 5 年度に設置した洞爺湖町教育行政審議会に諮問を行った「洞爺湖町立学校における特色ある学校作りと教育環境の向上に関する総合的な方策について」の答申を踏まえ、児童生徒数の減少や施設・設備の老朽化など学校給食センターを取り巻く環境が大きく変化する状況を鑑み、効率的な運営とともに、安全・安心な給食提供を図るべく、学校給食センターのあり方について今後の方向性を検討するため、洞爺湖町学校給食センター検討委員会を設置するものでございます。

第 2 条といたしまして、所掌事項でございます。この検討委員会は、審議会からの答申に示されている給食センターの今後の方向性を考える際の視点を踏まえ、安全・安心な給食提供を行うために適した給食センターの配置に関することなど、必要事項の検討を行うものとしてございます。

第 3 条の組織におきましては、検討委員会は委員 16 名以内をもって構成し、委員といたしましては、町内の各小中学校の校長先生、保護者代表、学校運営委員会代表及び教育長が必要と認める者という中から委嘱したいと考えてございます。

第 4 条の任期につきましては、委嘱した日から、第 2 条に規定する所掌事務が終了するまでの期間としてございます。

第 5 条は、会長および副会長に関する規定でございます。

第 6 条は、会議の招集運営に対する関する規定を定めてございます。

第 7 条の庶務は、洞爺湖町教育委員会に事務局を置いて処理するものでございます。

第 8 条のその他は、必要な事項は教育長が定めるとしてございます。

附則でございます。この訓令は、令和 7 年 5 月 1 日から施行するものでございます。第 2 項において、第 1 回目の会議につきましては、教育長が招集することを定めてございます。第 3 項では、洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会設置要綱を廃止するものでございます。第 4 項においても、洞爺湖町学校給食センター検討懇談会設置要綱を廃止するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

渋川教育長

ただいま説明を受けましたが、質疑をお受けしたいと思います。

岡本委員

10 数年前とかではなく、最近この会議を見ていたので、今この時期に、もう一度この検討委員会を立ち上げるのかと。前回、予算の面で大きな違いがあったということで終了して、そしてまた、その期間も短くこの検討委員会を立ち上げることになった経緯について教えてください。

細江教育推進課長

教育行政審議会の中でも、給食センターについても検討を行ってまいりました。その中で、いくつかの答申の中にご意見をいただいております。

実際には当初の検討委員会の中では、洞爺地区に給食センターを持って行く

ということで始まり、建設費の部分で金額の見込みの甘さがあったというところもありまして、一応状況としては保留という形とさせていただいておりました。

行政審議会の中で、いろいろご意見をいただいて、答申で出ましたいくつかの意見というのが、虻田と洞爺が一つになる新しいものを増築・新築することは、それだけの経費をかけるのは難しいんじゃないかというご意見の中で、洞爺は洞爺で既存のまま残して、虻田給食センターを伊達に持っていくか、それとも豊浦と一緒にさせてもらうとか、いろいろなご意見が出ています。あとは、委託にしたらどうだという意見が出ている中で、その部分について、本当に何年か一緒にすることを待つか、それとも、やはりこの審議会の中でいろいろな意見をいただきましたので、それを基に、また違った形で前に進む方法はないか、という部分での検討を行っていきたいと考えてございます。

岡本委員

前回と同じ検討をするのかな、と思いまして。

細江教育推進課長

一応委員は各学校の校長先生、保護者代表。保護者代表としているのは、温泉小学校が今年度よりPTAが廃止されましたので、PTA会長ということではなく、保護者代表という形で示させていただいている。次の3番目の運営委員会代表というのは、その運営委員会の中には地域の方々が運営委員になっていただいているので、地域の意見を聞くという部分で、運営委員会からの代表ということで1名お願いしていきたいと思っています。4番目の教育長が必要と認める場合、という形でお願いしようとしているのは、やはり前回この会議の中で、委員になられた方で、前回までの意見がわかってらっしゃる方をお願いしていきたいと考えてございますので、4番目に、教育長が必要と認める者というような形で委員の選出方法を考えてございます。

ですので、今これを立ち上げることによって、この二つの設置要綱というものが同じような内容のものですので、ただそこを一部変えるということではなく、設置の目的が変わってきますので、これを廃止して、新たに今回また教育行政審議会を踏まえた上での検討を行いたい、ということで考えてございます。

やはり、虻田給食センターの老朽化がかなり厳しい状況にあります。建物自体もそうですし、中の機材関係に関しても、一部更新させていただいているものはございますけれども、なかなかもう厳しい状況でありますので、この部分についても、小中一貫の導入と同時に進めて行けた方がいいかなということで、今回この設置要綱の制定をお願いしているところでございます。

渋川教育長

前回、これを検討していただいたときの一番の大本が、平成18年の合併協定書に基づいてのスタートでした。ですが、もうそういう考え方というよりも、細江課長が言ったように、虻田給食センターの老朽化が著しくなっているというときに、果たしてこれが持つか、というような部分を検討の材料にしたり、今回の教育行政審議会の中でも新たな意見として、別々に考えてもいいんじゃないの、というような意見も出てきているんです。

実は、令和3年の時に出された会議の中では三つのパターンしか出していません。それに加えて新たなパターンも今回教育行政審議会の方で出てきて

いるものですから、それであれば、もう前に進めましょうということで、今回新たにこれを検討していただいた方が、やはりより安全で子どもたちにとってふさわしい給食を提供できるんじやないか、ということで、ちょっと前に進めていきたいなという思いを持っておりました。

岡本委員

はい、わかりました。

渋川教育長

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第 11 号、洞爺湖町学校給食センター検討委員会設置要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号、洞爺湖町通級指導実施要綱の制定について、よろしくお願ひいたします。

細江教育推進課長

12 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 12 号、洞爺湖町通級指導実施要綱の制定についてでございます。

こちらを制定する理由といたしましては、令和 6・7 年度の 2 ヶ年で道のモデル事業で、通級教室を実施してございます。そちらに関する運用について整理するものでございます。

まず、第 1 条の趣旨でございます。学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき、児童、生徒又は就学予定者に対して、障害の状況に応じて特別な指導を行うための教室「通級指導教室」において指導を行う場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条の対象児童等についてでございますが、こちらは通級教室における指導の対象となる児童・生徒は町内の小学校および中学校の通常の学級に在籍し、または在籍する予定であることの中で、学校教育法施行規則第 140 条の各号のいずれかに該当し、障がいに応じた特別な指導を行う必要があると判断されること、としてございます。

第 3 条の申込みにおきましては、児童・生徒が在籍する学校の校長が、自校の児童・生徒が通級指導教室による指導を受ける必要があると校内の審議会において判断された場合は、教育委員会に対して、通級指導の申し込みに保護者の同意をいただき、同意を添えて提出するものとしてございます。

第 4 条の通学指導に係る面談につきましては、教育委員会は第 3 条の申し込みの提出を受けた後、通級教室を設置している学校の校長に対して面談の通知を行い、面談を行い、その後報告を受けるものとしているものでございます。

第 5 条につきましては、通級指導の適否を判断し、決定するものとしてございます。

第 6 条は、特別の教育課程の編成についてに関する規定を定めるものでございます。

第 7 条につきましては、通級による指導の終了に関する規定を定めてございます。

第 8 条は、通級に關わる文章の取り扱いについて、年 1 回児童・生徒の指導

・議案第 12 号

の記録を作成し、在籍校の校長先生に報告するものとし、在籍校の校長は報告を受けた後、指導要録等における記載が必要だ、という内容を示してございます。

第9条といたしましては、必要な事項は、教育長が別に定めるものとしてございます。

附則でございます。この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとしてございます。なお、15ページから24ページにかけましては、関連する要綱の様式を制定してございますので、説明については省略させていただきます。

以上、ご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

渋川教育長

それでは、ただいま説明を受けました質疑をお受けしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

来栖委員

通級指導についてですけれども、そうすると教室が必要ということになるとと思うんですけども、虻田小学校と中学校と一緒にすることですが、教室の確保は大丈夫ですか。

細江教育推進課長

はい、実際6年度から実施しております、教室の方はもう確保されております。

令和6年度、昨年度につきましては、虻田小学校と温泉小学校の方で通級教室の方の巡回という形で教室を確保して指導にあたっていただいております。巡回に来ていただいている先生は、伊達小学校に在籍しております日浅先生が巡回で指導していただいている。今年度に関しましては虻田小学校、温泉小学校はもちろんんですけども、虻田中学校でも1人指導に入っております。これは、5月ぐらいから始まってございます。洞爺中学校、とうや小学校に関しましても指導とまではいかないんですけども、学校でお子さんの状況を見ていただきまして、このあと指導が必要なのかどうなのかというところを、学校の方と相談しながら、状況を来年度に向けて進めていきたいなど考えております。今年度に関して、洞爺に関しては毎週ではないんですけども、月に1回程度巡回で伺っていただくことにしています。虻田小学校、温泉小学校に関しては、毎週です。虻田小学校は毎週2~3回入っています。温泉小学校は毎週1日単位で入っている状況にあります。

実際に今年度指導としてあたっているお子さんの人数ですけれども、虻田小学校で10名、温泉小学校で6名です。虻田中学校が昨年、虻田小学校で受けたお子さんが中学校に進学されましたので、中学校で1名という形で計17名のお子さんがこの通級教室で、授業を受けています。実際に来年度、この通級教室を立ち上げるにあたって、13名のお子さんの指導をする形を整えなければいけないので、今後このお子さんたちが継続して指導を受けるということになれば、来年度の4月に向けて通級教室の立ち上げを進めていけるのかなと考えてございます。

渋川教育長

虻小には虻中をくつつけた後の教室を確保しております。大体それぞれの学

校に余裕教室は一つ程度ぐらいはありますので、その学級を活用していただく形になるかなと思っておりますし、実際、日浅先生は17名のお子さんを教えているもんですから、もう手一杯なんです。それで、洞爺の方もと考えていたんですけど、もう手を広げられないでということで。ただ、来年度開設するにあたって、指導が必要なお子さんがいると思うので、そういうお子さんをピックアップしてほしいと。また、そういうお子さんに対して学校から今後働きかけをしていかなきゃならないので、そういったところでのアドバイスもしてほしいし、また先生方も実は通級ってなかなか馴染みのない指導なものですから、先生方への研修もやってほしいといったようなことで、洞爺の方も今年度から入っていただくことで進めています。ですので、次年度どれだけのお子さんがこれに手を挙げてくるかということはわからないんですけども、今のところ、場合によっては2学級いくかどうかのギリギリのところなんですね。

中学校で通級の開設というのは、やっている市町がほとんどないんです。ですけど、うちとしてはぜひやりたいと。当然、小学校だけじゃなく中学校にもそれが必要なお子さんもいるだろうと思いますので、開設にあたっては、夏ぐらいから道教委と協議を進めていきますけど、そこではちょっと無理を言って、何とかいろいろ工夫してやってもらうようにお願いして行こうと考えているところです。

また、これについても、こういったようなものですよ、ということで広報などでお知らせもしていきたいと思います。おそらく、ほとんど馴染みのない形だと思いますので。一般の方にも町民の方にも知ってもらうということが必要ですし、それから、保護者にも少しリーフレットを作って出すだとか、啓発活動を今年度残りの期間使ってやって行きたいと思っていました。

岡本委員

教えていただきたいんですけど、いわゆるグレーゾーンというか、そういうお子さんが、例えば学校へ入る前にこういう通級を申し込みますというケースもあるんですね。また、入ってから実際に学校で困り事が多くて、先生から見てこのお子さんはちょっとどうかなって思うときに、親御さんにお話して、通級の先生に見ていただくということなんですか。

渋川教育長

はい、どちらもできるという形です。

岡本委員

親御さんがこれを申し込むとなった時点で、通級指導が始まるということなんですね。

渋川教育長

はい

岡本委員

13人というのは小中合わせですか。

渋川教育長

本当は小学校は小学校、中学校は中学校ということなんですね。ただ、そこをう

まく中学校で 13 人集まるかどうかという気もするもんですから。

今、うちの町でモデル事業をやったのは、巡回指導という形で先生がそれぞれの学校を回っていただいている形ですので、小学校も中学校も合わせて何とかできないの、というようなところは、今後ちょっと道教委とは協議してみようと思っています。

岡本委員

通級の先生は今は 1 人ですか。

渋川教育長

はい。

なので、今はもう 17 人持つたらもう手一杯です。学校のコマ数っていうのは 1 週間に大体 28 から 29 コマなんですけど、そのうち 17 時間もそれに取られる。あるお子さんにとっては 2 時間必要だとなれば、その分の時数が増えてしまい、準備も必要ですし、移動していかなきやならないもんですから、そういうことを考えると 17 人で手一杯というところなんです。ですので、その辺りのところも移動するというようなところも条件に含めながら 13 人というところを、若干緩和できないのかなとか。そういうのはちょっと今後協議していきたいなと思っています。

岡本委員

通級の先生というのは、支援学級の先生の中でも、特殊に学ばれた先生というか、どういう立場の教員免許の方ですか。

渋川教育長

通級はあまり多くないんですよ。先生としては特別支援教育の免許を持っている先生です。この通級指導というのをある学校で経験してきてるということで、経験の長い先生なんですよ。

だから、管内でもそれほど多くはないです。すごく研修はたくさん受けられて、いろんなところにいることはいるんですけど、今の時代としては非常にニーズが高まってきてますので取り合いになる可能性もあるのかなと。

岡本委員

教員自体も少し足りない中で、この先生の確保というのも大変なるのかなと。

渋川教育長

大変です結構、あとは育てていくというか、勉強してもらってキャリアアップしてもらうというところが必要なのかなというふうには思っています。

それでは、議案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。議案第 12 号、洞爺湖町通級指導実施要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

ありがとうございます。

続きまして、25 ページになります。議案第 13 号、洞爺湖町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について説明をお願いいたします。

・議案第13号	<p>細江教育推進課長</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>議案第13号、洞爺湖町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定についてでございます。洞爺湖町立学校職員の在宅勤務実施要領を次のように定めるものでございます。</p> <p>第1条といたしまして、趣旨でございます。洞爺湖町立学校職員の在宅勤務の実施手続等に関して、在宅勤務の実施に係る基本的な考え方として、職員の希望申請を前提として職務命令により実施することを原則としつつ、公務運営上の支障がない限りにおいて職員の希望に応じて在宅勤務を可能とすることを定めるものでございます。</p> <p>第2条の定義でございます。在宅勤務とは、施策等において、学校等々の勤務環境を確保し、学校における勤務と同等の職務を遂行する業務形態のことを行うものとするものでございます。</p> <p>第3条の実施期間におきましては、長期休業期間の夏季休業日、冬季休業日及び国民の休日、土曜日、土曜日曜を授業日としたときの振替日としてございます。</p> <p>第4条の実施日数でございます。連続して正規の勤務時間の全部を在宅勤務とできる日数は、原則として5日までとして定めるものでございます。</p> <p>第5条の実施申請でございます。こちらは申請に関する規定を定めるものでございます。</p> <p>第6条は在宅勤務の命令に関する規定を定めるものでございます。</p> <p>第7条は、命令の変更および取消に関して、定める規定でございます。</p> <p>第8条は、職員の希望によらない例外的な取扱いについてですが、校長は感染症の拡大防止、または災害時の業務継続など、緊急時や出勤が困難と考えられる特別な事情がある場合又は妊娠中の職員が保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から在宅勤務するよう指示を受けた場合には、職員に対して必要な期間、在宅勤務の実施を命令することができるものとしてございます。</p> <p>第9条として、勤務時間に関する規定を定めてございます。</p> <p>第10条として、年次有給休暇等に関する規定を定めてございます。</p> <p>第11条は職務専念義務に関する規定を定めているものでございます。</p> <p>第12条といたしましては、業務の実施報告および業務確認に関する規定を定めてございます。</p> <p>第13条としては、在宅勤務手当の支給に関する規定を定めるものでございます。</p> <p>第14条は、通勤手当の改定に関する規定を定めてございます。</p> <p>第15条としては、経費の負担に関する規定を定めております。</p> <p>第16条としては、個人情報の取扱いに関する規定を定めております。</p> <p>第17条の情報セキュリティ対策等といたしましては、実施職員は校長の許可を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限度の文書を自宅等に持ち帰ることができるとし、ただし、持ち帰った文書については紛失等がないよう実施職員の責任で適正に管理し、在宅勤務を実施した直後の出勤日に速やかに現場に返却するものとしてございます。実施職員は、職員の校務端末、校務用のパソコンを自宅等に持ち帰ることはできないとしてございます。実施職員は、職場からUSB等の外部記録媒体、スマートフォン等の通信機器を使用し、電子データを持ち帰ることはできないと定めるものでございます。</p> <p>第18条として、出勤簿の整理に関する規定を定めてございます。</p>
---------	--

第19条として、在宅勤務の実施に関する必要な事項は、教育長が別に定めるものとしてございます。

附則でございます。この訓練は、令和7年7月1日から施行するものでございます。なお、30ページから32ページにかけては、関連する要領の様式を制定してございますので、説明の方は省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

渋川教育長

それでは、ただいま説明を受けましたけれども、この件に関して質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

来栖委員

夏休み、冬休み、春休みの期間のことですよね。

細江教育推進課長

春休みは入ってないです。夏・冬休みと、土日とか学校の休業日で、そこを授業日としたときに振り替える休日の部分だけを該当するものとなっております。

来栖委員

最初、普通に在宅するのかと思ったから、子どもと対峙しなきやいけないのに在宅ってどうなのと思ったんですけど実施期間のところで分かりました。

吉田委員

条文の中で十分運用していくとは思うんですけども、うちの場合噴火が控えてるので、それも十分頭に入れながら運用していかなければなりませんね。

渋川教育長

そうですね、この災害という辺りのところがやはり引っかかるところですね。

近隣の市町村の状況も確認しながら進めているところで、このパソコンの持ち出しの部分が、なかなか踏み込めないところなんです。

岡本委員

パソコンがないと仕事といつても

細江教育推進課長

パソコンの持ち出し等を許可する場合となりますと、かなり厳重な管理をした上で持ち出しを許可するというような形を取っていかないといけないので、まだちょっとそこまで踏み込むのはなかなか難しいかなというところで、今回設定する状況としては、個人情報の持ち出しができない、パソコンの持ち出しが駄目ですか、USBでの個人情報の持ち出しが駄目という部分で定める形を取らせていただきたいと思っています。

中には本当にパソコンもOKです、USBもOKです、というような市町村も実際にはございます。ですけれども、一定程度紙での持出しへは何とか認めますよ、というところで、ただ、そういう部分での個人情報の持ち出しという部分については、今の時点では縛りを設けています、というような市町村もあります、ちょ

つと全体を調べてないので、半々という状態かどうかわからんけれども、その二つのパターンで運用しているという市町村での動きになっているかなと思います。

来栖委員

教職員から申請が来たとかじやなくて、道の方針ということですか。

細江教育推進課長

はい、そうですね。昨年の7月に道の方で状況を定めていまして、順次基本的には各市町村もそれに倣って進めてください、というようなところです。

道は一定程度の持ち出しは許可している状況にあります。ただ、数日前も新聞でありましたけれども、情報を持ち出したときの管理という部分では、昨年の春先もかなりそういう部分で道からの通知を受けている部分も多かったですし、今年度の年度初めにもそういう事態が起きているということを考えたときに、すごく慎重にしていかなければいけないのかなという部分で、最初から全ていりですよという形ではなく、順序を追って進めていきたいなど考えております。

岡本委員

昨年度も札幌の中学校で、それは紙でしたけど、学校内に情報が置いてあったので、紙だから大丈夫ということではないですね。

先生方が在宅勤務するにあたって、やはりパソコンが無ければできないんじゃないかな、とすごく思うので、個人情報に関わる部分を分けるわけにはなかなかいかないと思うんですけど。

何かある程度できる物がないと、先生方はなかなか踏み込めないのかなと思うんですが。現場を知っている方、いかがでしょうか。

渋川教育長

先生方が家庭に持ち帰る仕事となると、教材研究が主になるかなと思います。自分で次の授業はこういうふうに組立てようとか、来学期はこんなふうに組立てよう、といった下調とか下準備をしていくということが、在宅勤務の主な形になるのかな思います。もしくは、例えば運動会の計画を立てるだとか。そのような公務の整理になるのかなと思っています。

どうしても学校の成績処理とか、そういうものは全部インストラでやっていますので、一切外部からシャットダウンしてやっています。それを持ち出すというのは、我々もちょっと怖いところだなと思っています。

もう一つは、校務系パソコンについても、E D 系って言うんですよね、Education の形でやっていて、ファイアウォールが一応がっちりしているんですけど、ただ外からのアクセスに対していろんなものが入ってくる可能性もあるので、ここはセキュリティポリシーでうちの町ではまだ認められてないんですよ。ですので、ちょっとここは踏み込めないところです。管内の他の市町もちょっとパソコンの持ち出しは、というところなんですよね。

ですので、せいぜい Google のクラスルームとか、そういったアカウントを持ち出して、おそらく先生個人のアカウントでやってるとは思うんですが、そこには絶対成績とかは入れませんので、やれるとしたらご自身のパソコンでそこぐらいが限界かな

というところです。本当は持ち帰ってやってもらうのが一番いいんですけど。

・議案第 14 号

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
《なしの声》

異議なしと認めます。では、議案第 13 号、洞爺湖町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定については、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

続きまして、議案書第 33 ページ。議案第 14 号、洞爺湖町、姉妹都市および友好都市交流事業に関する規定の制定について説明をお願いいたします。

角田社会教育課長

議案書 33 ページになります。

議案第 14 号、洞爺湖町姉妹都市及び友好都市交流事業に関する規定の制定についてでございます。

洞爺湖町姉妹都市及び友好都市交流事業に関する規定を次のように定めるものでございます。

この規程の制定の趣旨といたしましては、第 1 条にもありますとおり、これまで姉妹都市及び友好都市との交流を、それぞれ中学生と小学生の事業として行っているところでございますが、事業の円滑な運営を図るため、参加者や先生の引率などについて、一定のルールを明文化するものでございます。

第 2 条の都市交流事業の内容につきましては、姉妹都市及び友好都市の社会、歴史、文化等について交流事業を通じて体験し、姉妹都市及び友好都市との友好を深めることを目的とするものです。第 2 項で実施要綱は別に定めることとしております。

第 3 条の事業参加者につきましては、1 号で姉妹都市交流が中学生、2 号で友好都市交流は小学生が参加できることとし、第 2 項では、参加を希望する場合には、実施要綱に基づいて教育委員会へ必要書類を提出すること。第 3 項では、定員を上回る場合は選考又は抽選とする旨の記載、第 4 項では、ICT を用いた遠隔による交流事業を行う場合は、第 1 項の規定に関わらず小中学生全てを対象とすることができます。第 5 項では、事業参加者に係る出欠については、学校教育活動の一環として関わる行事等と認め、校長の判断において出席扱いとすることができます。

第 4 条の費用の負担につきましては、第 1 項各号で姉妹都市・友好都市に係る参加者の費用負担について記載しております。第 2 項では、友好都市交流事業においては、就学援助を受けている場合、負担額は 3 分の 2 以内の額とし、第 3 項で、引率にかかる経費は町が負担することを定めるものでございます。

第 5 条町立学校教職員の引率につきましては、洞爺湖町立学校管理規則および修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の規定を準用することとしてございます。

第 6 条、その他、この規定に定めるものの他必要な事項は教育委員会が別に定めることとしてございます。

最後に附則でございますが、この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。説明は以上になります。

渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

来栖委員

費用の負担のところの、友好都市交流事業において、就学援助を受けているところは 3 分の 2 ということは、就学援助を受けていない家の子は、その交流事業は全額を負担する、ということですね。

角田社会教育課長

全額というか、全体の額の大体半分ぐらいです。今のところ、これまで 45 千円

負担していただいて、ちょっと変動があるもんですから、ここには記載しないで、別の実施要綱で定めることにしています。

岡本委員

今更という感じするんですけど、これ今までなかったんですか。

角田社会教育課長

全部、実施要綱の中でやってたものですから、校長先生が変わる度に、なんなんですかそれは、というような感じになるので、一定のルールを決めることとなりました。

渋川教育長

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは、議案第 14 号、洞爺湖町姉妹都市及び友好都市交流事業に関する規定の制定については、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

続きまして、議案第 15 号、洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係規則の整理について、説明をお願いいたします。

細江教育推進課長

35 ページから説明をさせていただきます。

議案第 15 号、洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について、次のように定めるものでございます。こちらは四つの規則をまとめて整理するものでございます。説明につきましては、37 ページ、38 ページの説明資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第 1 条として、洞爺湖町招致外国青年任用規則の一部の改正でございます。こちらは年末年始 12 月 31 日から 5 日、1 月 15 日までの期間としていたものを、12 月 29 日から 1 月 3 日に改めるものでございます。

続きまして、第 2 条でございます。洞爺湖町スクールバス管理規則の一部の改定でございます。こちらも同様に、年末年始 12 月 31 日から 1 月 5 日までの期間としていたものを、12 月 29 日から 1 月 3 日に改めるものでございます。続きまして 38 ページをご覧ください。

第 3 条でございます。洞爺湖町文化財施設条例施行規則の一部改正でございます。

こちらは別表の中の、入江・高砂貝塚館の中の 11 月 30 日を、翌年の 3 月 31 日に改めるものであります。翌日の次に 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までを加えるものでございます。

・議案第 15 号

続きまして、第4条でございます。洞爺湖町読書の家の施行規則の一部を改正するものでございます。こちらも1条、2条と同様、年末年始、12月31日から1月5日までの期間を12月29日から1月3日までに改めるものでございます。

36ページに戻っていただきまして付則でございます。この規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

渋川教育長

ただいま説明をいただきました。質疑をお受けいたします。

岩崎委員

どういう意図の改正ですか。

細江教育推進課長

これは、町長部局の年末年始の基準が12月29日から1月3日までに変更したもので、変更した理由といたしましては、胆振振興局とか北海道教育局もそうですけども、道の年末年始の休みが12月29日から1月3日ということになっていますので、そちらに合わせた形です。今回町長部局の変更に合わせて、教育委員会も改正するものでございます。

渋川教育長

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

それでは、異議なしと認めます。議案第15号、洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係規則の整備については原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

それでは、最後になります。議案第16号、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校地域連携施設の利用に関する要綱の一部改正について説明をお願いいたします。

角田社会教育課長

・議案第16号

39ページをご覧いただきたいと思います。

議案第16号、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校地域連携施設の利用に関する要綱の一部に関する要綱について、次のように定めるものでございます。

40ページの説明資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思います。こちらも先ほどの議案15号と同様に、年末年始、2月31日から1月5日までの期間を12月28日から1月3日までに改めるものでございます。

39ページに戻っていただきまして付則でございます。この訓令は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

渋川教育長

それでは、ただいま説明ありましたけれども、何か質疑ございますでしょうか。

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。</p> <p>議案第16号、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校地域連携施設の利用に関する要綱の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは、続きまして日程第7、その他でございますけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>《なしの声》</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
日程第7 【その他】	<p>《なしの声》</p> <p>それでは、以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和7年第2回臨時会を終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。</p>

11:10閉会